

平成24年第2回三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その3)

区分	件名	概要															
◎予算 総務部 (16件)		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>予算案</td> <td>16件</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle; text-align: center;">議案53件</td> </tr> <tr> <td>条例案</td> <td>19件</td> </tr> <tr> <td>その他議案</td> <td>18件</td> </tr> <tr> <td>認定</td> <td>-件</td> </tr> <tr> <td>報告</td> <td>14件</td> </tr> <tr> <td>提出</td> <td>-件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>67件</td> </tr> </table>	予算案	16件	議案53件	条例案	19件	その他議案	18件	認定	-件	報告	14件	提出	-件	計	67件
予算案	16件	議案53件															
条例案	19件																
その他議案	18件																
認定	-件																
報告	14件																
提出	-件																
計	67件																

区分	件名	概要
予算 つづき	<p>【13】 平成24年度三重県水道事業会計補正予算(第1号) (補正額 約 2億4千万円)</p> <p>【14】 平成24年度三重県工業用水道事業会計補正予算(第1号) (補正額 約▲7億9千万円)</p> <p>【15】 平成24年度三重県電気事業会計補正予算(第2号) (補正額 約 6千万円)</p> <p>【16】 平成24年度三重県病院事業会計補正予算(第1号) (補正額 約▲6千万円)</p>	
◎条例案 (19件) 健康福祉部	<p>【17】 三重県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例案</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による生活保護法の一部改正等に鑑み、保護施設等の設備及び運営に関する基準を定めるものである。 (平成25年4月1日から施行)</p> <p>【18】 三重県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例案</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会福祉法の一部改正等に鑑み、売春防止法に規定する婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるものである。 (平成25年4月1日から施行)</p> <p>【19】 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例案</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による児童福祉法の一部改正等に鑑み、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものである。 (平成25年4月1日から施行)</p> <p>【20】 医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例案</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による医療法の一部改正等に鑑み、病床数の補正の基準、専属薬剤師の設置並びに病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定めるものである。 (平成25年4月1日から施行)</p>	

区分	件名	概要
国土整備部	<p>【21】 三重県が管理する県道の整備に関する条例案</p> <p><参考></p> <p>○ 道路法 (道路の構造の基準)</p> <p>第30条 高速自動車国道及び国道の構造の技術的基準は、次に掲げる事項について政令で定める。</p> <p>(1) 通行する自動車の種類に関する事項 (2) 幅員 (3) 建築限界 (4) 線形 (5) 視距 (6) 勾(こう)配 (7) 路面 (8) 排水施設 (9) 交差又は接続 (10) 待避所 (11) 横断歩道橋、さくその他安全な交通を確保するための施設 (12) 橋その他政令で定める主要な工作物の自動車の荷重に対し必要な強度 (13) 前各号に掲げるもののほか、高速自動車国道及び国道の構造について必要な事項</p> <p>2 都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準(前項第1号、第3号及び第12号に掲げる事項に係るものに限る。)は、政令で定める。</p> <p>3 前項に規定するもののほか、都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準は、政令で定める基準を参酌して、当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。 (道路標識等の設置)</p> <p>第45条 道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑を図るために、必要な場所に道路標識又は区画線を設けなければならない。</p> <p>2 前項の道路標識及び区画線の種類、様式及び設置場所その他道路標識及び区画線に関し必要な事項は、内閣府令・国土交通省令で定める。</p> <p>3 都道府県道又は市町村道に設ける道路標識のうち内閣府令・国土交通省令で定めるものの寸法は、前項の規定にかかわらず、同項の内閣府令・国土交通省令の定めるところを参照して、当該都道府県道又は市町村道の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。</p> <p>○ 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令 (条例で寸法を定める道路標識)</p> <p>第3条の2 道路法(昭和27年法律第180号)第45条第3項の内閣府令・国土交通省令で定める道路標識は、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識(これらの道路標識の柱の部分を除く。)とする。</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による道路法の一部改正等に鑑み、県道の構造の技術的基準等を定めるものである。 (平成25年4月1日から施行) (主な制定内容) • 県道の整備方針、県道の構造の技術的基準及び県道に設ける道路標識のうち内閣府令・国土交通省令で定めるものの寸法を定める。</p>
総務部	<p>【22】 三重県公告式条例の一部を改正する条例案</p>	<p>条例の一斉点検・見直しにより、条例及び規則等の公布等に関する規定の整備を行うものである。 (公布の日から施行) (主な改正内容) (1) 天災その他やむを得ない事情により県公報に登載して公布又は公表できない場合の条例及び規則等の公布又は公表に関する規定を整備する。 (2) その他規定を整理する。</p>

区分	件名	概要
地域連携部	<p>【23】 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p><参考></p> <p>○ 地方自治法 (条例による事務処理の特例)</p> <p>第252条の17の2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。 2~4 (略)</p>	<p>地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うものである。</p> <p>(平成25年4月1日(一部公布の日)から施行) (主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 墓地、埋葬等に関する法律及び同法の施行のための規則に基づく墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可等の事務を多気町に移譲する。 (2) 水道法に基づく専用水道の業務委託の届出の受理の事務を明和町に移譲する等の規定の整備を行う。 (3) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による薬事法の一部改正等に伴い、四日市市へ権限移譲される薬事法、薬事法施行令及び薬事法施行規則に基づく薬局開設の許可等に係る事務の一部を削る等の規定の整備を行う。 (4) 三重県小規模水道条例及び同条例の施行のための規則に基づく小規模水道の布設及び管理等に係る事務を処理することとする市町に、津市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、いなべ市及び志摩市を追加する。 (5) 三重県生活環境の保全に関する条例及び同条例の施行のための規則に基づく工場に係る粉じんに関する規制に係る事務を四日市市に移譲する。 (6) 三重県屋外広告物条例及び同条例の施行のための規則に基づく広告物の設置の許可等に係る指導及び助言等の事務を津市、松阪市、鈴鹿市及び大紀町に移譲する。 (7) 三重県屋外広告物条例及び同条例の施行のための規則に基づく広告物又は掲出物件の除却等に係る事務を処理することとする市町に、いなべ市を追加する。
総務部	<p>【24】 三重県行政機関設置条例の一部を改正する条例案</p>	<p>県民サービスの視点及び地域の特性を踏まえ、県組織全体として、現場重視で「みえ県民力ビジョン」の施策を着実に推進していくことを目指して、地域機関の見直しを行うため、行政機関の設置に係る規定の改正を行うものである。</p> <p>(平成25年4月1日から施行) (主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 県民センターを廃止し、地域防災総合事務所及び地域活性化局を設置する。 (2) 保健福祉事務所を廃止する。 (3) 多気福祉事務所及び度会福祉事務所を統合する。 (4) 農林水産商工環境事務所(農政環境事務所及び農林商工環境事務所)を農林水産事務所(農政事務所及び農林事務所)に改める。 (5) 農林水産事務所(農政事務所及び農林事務所)に、地域農業改良普及センターを置く。

区 分	件 名	概 要
総務部 つづき	<p>【25】 知事の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>港湾改修工事に係る不適正な事務処理によって県政に対する信頼を損なうこととなつたことに鑑み、県政の責任者である知事の責任を明らかにし、その給料を減額するための改正を行うものである。</p> <p>(公布の日から施行) (主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 知事の給料の額の特例(100分の30に相当する額を減額)について、平成25年1月から同年4月までの4か月間、100分の30を100分の40とする。
健康福祉部	<p>【26】 三重県医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例案</p>	<p>三重県医療施設耐震化臨時特例基金の設置の目的となる事業の実施期限等に鑑み、規定を整備するものである。</p> <p>(公布の日から施行) (主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 条例の有効期限(平成25年3月31日(同日までに採択した基金の設置の目的を達成するための事業が同日までに完了しない場合にあっては、当該事業が完了する日の属する月の末日))についての規定を追加する。 (2) 医療施設耐震化臨時特例交付金を国庫に返納する事由が生じた場合に基金を処分することができるよう規定を追加する。 (3) その他規定を整備する。 <p><参考></p> <p>○ 三重県医療施設耐震化臨時特例基金の概要 国から交付される医療施設耐震化臨時特例交付金により、地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図るため、大規模地震等の災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院等の医療施設の耐震化整備を行うことを目的に設置されている。</p>
県土整備部	<p>【27】 三重県手数料条例の一部を改正する条例案</p>	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に鑑み、手数料についての規定を整備するものである。</p> <p>(都市の低炭素化の促進に関する法律の施行の日から施行) (主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等を追加する。 <p><参考></p> <p>○ 都市の低炭素化の促進に関する法律の概要 市街化区域等内において、低炭素化に資する建築物の新築等をしようとする者は、所管行政庁へ低炭素建築物新築等計画の認定を申請すること等ができる。</p>

区分	件名	概要																
総務部	<p>【28】 三重県県税条例の一部を改正する条例案</p>	<p>社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律による地方税法の一部改正等に鑑み、地方消費税等についての規定を整備するものである。</p> <p>(平成26年4月1日(一部公布の日、平成27年10月1日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 地方消費税の税率の引上げ 地方消費税の税率を次のとおり引き上げる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>税率</th> <th>消費税率換算(参考)</th> <th>消費税と合わせた税率(参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>100分の25</td> <td>1%</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>平成26年4月1日～</td> <td>63分の17</td> <td>1.7%</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>平成27年10月1日～</td> <td>78分の22</td> <td>2.2%</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) その他規定を整備する。</p>		税率	消費税率換算(参考)	消費税と合わせた税率(参考)	現行	100分の25	1%	5%	平成26年4月1日～	63分の17	1.7%	8%	平成27年10月1日～	78分の22	2.2%	10%
	税率	消費税率換算(参考)	消費税と合わせた税率(参考)															
現行	100分の25	1%	5%															
平成26年4月1日～	63分の17	1.7%	8%															
平成27年10月1日～	78分の22	2.2%	10%															
健康福祉部	<p>【29】 三重県女性相談所条例の一部を改正する条例案</p>	<p>条例の一斉点検・見直しにより、三重県女性相談所の業務に関する規定を整備するものである。</p> <p>(公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性相談所で行う業務を、売春防止法に規定する業務、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に規定する業務及び女性の保護及び自立支援のために知事が必要と認める業務とする。 																

<参考>

○ 売春防止法
(婦人相談所)

第34条 都道府県は、婦人相談所を設置しなければならない。

2 婦人相談所は、性行又は環境に照して売春を行おそれのある女子(以下「要保護女子」という。)の保護更生に関する事項について、主として次の各号の業務を行うものとする。

- (1) 要保護女子に関する各般の問題につき、相談に応ずること。
 - (2) 要保護女子及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれらに附隨して必要な指導を行うこと。
 - (3) 要保護女子の一時保護を行うこと。
- 3～5 (略)

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 (略)

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行ふものとする。

- (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - (3) 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4・5 (略)

区分	件名	概要
健康福祉部 つづき	【30】 認定こども園の認定要件等に関する条例の一部を改正する条例案	<p>非常災害の発生時における安全確保のための具体的計画の策定及び施設における子どもの人権の擁護、虐待の防止等の取組の強化の必要性等に鑑み、認定こども園の施設の運営等に関する規定を整備するものである。</p> <p>(平成25年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 認定こども園の管理運営等に当たり留意しなければならない事項として、非常災害発生に備えた具体的な計画の策定及び必要な訓練の実施並びに人権の擁護等のための体制整備等を追加する。 (2) その他規定を整備する。
県土整備部	【31】 三重県都市公園条例の一部を改正する条例案	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による都市公園法の一部改正等に鑑み、都市公園の配置及び規模の基準等についての規定を整備するものである。</p> <p>(公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 県が設置する都市公園の配置及び規模の基準並びに県が設置する都市公園に公園施設として設けられる建築物の設置基準についての規定を追加する。 (2) その他規定を整備する。
<p><参考></p> <p>○ 都市公園法 (都市公園の設置基準)</p> <p>第3条 地方公共団体が都市公園を設置する場合においては、政令で定める都市公園の配置及び規模に関する技術的基準を参考して条例で定める基準に適合するよう行うものとする。</p> <p>2・3 (略) (公園施設の設置基準)</p> <p>第4条 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の建築面積(国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。)の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を参考して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合(国の設置に係る都市公園にあつては、100分の2)を超えてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他政令で定める特別の場合においては、政令で定める範囲を参考して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める範囲(国の設置に係る都市公園にあつては、政令で定める範囲)内でこれを超えることができる。</p> <p>2 (略)</p>		

区分	件名	概要
国土整備部 つづき	<p>【32】 三重県流域下水道条例の一部を改正する条例案</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による下水道法の一部改正等に鑑み、流域下水道の構造の基準等についての規定を整備するものである。</p> <p>(平成25年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 流域下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理についての規定を追加する。</p> <p>(2) その他規定を整備する。</p> <p><参考></p> <p>○ 下水道法 (構造の基準)</p> <p>第7条 公共下水道の構造は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止する観点から政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、公共下水道の構造は、政令で定める基準を参照して公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。 (終末処理場の維持管理)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 公共下水道管理者は、政令で定めるところを参照して条例で定めるところにより、終末処理場の維持管理をしなければならない。 (準用規定)</p> <p>第25条の10 第7条、第8条、第11条の2、第12条から第12条の9まで、第12条の11から第13条まで、第15条から第18条の2まで、第21条から第23条まで及び第25条の規定は、流域下水道(雨水流域下水道を除く。)について準用する。この場合において、第13条第1項中「排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、」とあるのは「他人の土地又は建築物に立ち入り、流域下水道(雨水流域下水道を除く。)に接続する排水施設、特定施設又は」と、第18条の2中「当該公共下水道」とあるのは「当該流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。)又は当該流域下水道に係る流域関連公共下水道」と読み替えるものとする。</p> <p>2 (略)</p>
	<p>【33】 三重県営住宅条例の一部を改正する条例案</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公営住宅法の一部改正等に鑑み、県営住宅及び共同施設の整備基準等についての規定を整備するものである。</p> <p>(平成25年4月1日(一部公布の日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 県営住宅及び共同施設の整備基準についての規定を追加する。</p> <p>(2) 県営住宅の入居の資格についての規定を改める。</p> <p>(3) その他規定を整備する。</p> <p><参考></p> <p>○ 公営住宅法 (整備基準)</p> <p>第5条 公営住宅の整備は、国土交通省令で定める基準を参照して事業主体が条例で定める整備基準に従い、行わなければならない。</p> <p>2 事業主体は、公営住宅の整備をするときは、国土交通省令で定める基準を参照して事業主体が条例で定める整備基準に従い、これに併せて共同施設の整備をするように努めなければならない。</p> <p>3 (略) (入居者資格)</p> <p>第23条 公営住宅の入居者は、少なくとも次に掲げる条件を具备する者でなければならない。</p> <p>(1) その者の収入がイ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。 イ 入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合として条例で定める場合 入居の際の収入の上限として政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額 ロ イに掲げる場合以外の場合 低額所得者の居住の安定を図るために必要なものとして政令で定める金額を参照して、イの政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額</p> <p>(2) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。</p>

区 分	件 名	概 要
警察本部	【34】 三重県暴力団排除条例の一部を改正する条例案	<p>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴い、規定を整理するものである。</p> <p>(公布の日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法律の一部改正に伴う引用条文の条項ずれにより、規定を整理する。
農林水産部	【35】 三重県地域農業改良普及センター条例を廃止する条例案	<p>地域農業改良普及センターの設置について三重県行政機関設置条例で定めることに伴い、三重県地域農業改良普及センター条例を廃止するものである。</p> <p>(平成25年4月1日から施行)</p>
◎その他議案 (18件) 総務部	【36】 当せん金付証票の発売について	<p>公共事業等に要する経費に充てるための宝くじを発売することについて、発売総額及び発売時期を定める。</p> <p>○発売総額 平成25年度 160億円以内</p>
農林水産部	【37】 農林水産関係建設事業に対する市町の負担について	<p>平成24年度において県の行う農林水産関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部を当該市町に負担を求めるものである。</p>

区分	件名	概要
防災対策部	【38】工事請負契約について	<p>消防救急デジタル無線(共通波)整備工事</p> <p>○場所 津市広明町13番地 他48箇所</p> <p>○契約金額 1,944,600,000円</p> <p>○契約方法 一般競争入札</p> <p>○請負者住所氏名 津市栄町二丁目312番地 日本電気株式会社三重支店 支店長 中村 悟</p> <p>○工事の概要 消防救急デジタル無線(共通波)整備工一式</p>
県土整備部	【39】工事請負契約について	<p>一般国道422号三田坂バイパス道路改良(三田坂トンネル(仮称))工事</p> <p>○場所 伊賀市諏訪地内～三田地内</p> <p>○契約金額 2,669,625,000円</p> <p>○契約方法 一般競争入札</p> <p>○請負者住所氏名 津市八町三丁目4番7号 鹿島・日本土建・廣嶋特定建設工事 共同企業体 代表者 鹿島建設株式会社三重営業所 所長 古川 知彦</p> <p>○工事の概要 トンネル L=1,528m</p>

区分	件名	概要
県土整備部 つづき	<p>【40】 工事請負契約について</p> <p>中勢沿岸流域下水道(志登茂川処理区)志登茂川浄化センターポンプ機械棟(土木)建設工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 場所 津市白塚町地内～河芸町影重地内 ○ 契約金額 2,290,575,000円 ○ 契約方法 一般競争入札 ○ 請負者住所氏名 津市羽所町398番地 大林・市川・アイケーディ特定建設工事 共同企業体 代表者 株式会社大林組三重営業所 所長 銅傳 肇 <p>○ 工事の概要 掘削工 29, 900m³ 躯体工(ニューマチックケーソン工) L40. 1m × W27. 1m × H24. 5m 場所打杭工 (φ1, 500mm) 60本</p>	
	<p>【41】 工事請負契約の変更について</p> <p>一般国道167号第二伊勢道路(2号トンネル(仮称)堅神工区) 国補道路改良工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 場所 鳥羽市河内町地内～堅神町地内 ○ 契約金額 変更前 3,528,000,000円 変更後 3,364,781,700円 ○ 契約方法 隨意契約 ○ 請負者住所氏名 津市北丸之内12番 間・山野・亀川特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社間組三重営業所 所長 野々目 雄一 <p>○ 工事の概要 トンネル L=1, 657m</p>	

区分	件名	概要
県土整備部 つづき	【42】 工事請負契約の変更について	<p>一般国道167号第二伊勢道路(2号トンネル(仮称)河内工区) 国補道路改良工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 場所 鳥羽市河内町地内 ○ 契約金額 変更前 2,802,450,000円 変更後 2,750,744,850円 ○ 契約方法 隨意契約 ○ 請負者住所氏名 津市西丸之内21番19号 熊谷・徳倉・中島特定建設工事共同 企業体 代表者 株式会社熊谷組三重営業所 所長 北村 良保 トンネル L=1,603m ○ 工事の概要
	【43】 工事請負契約の変更について	<p>中勢沿岸流域下水道(雲出川左岸処理区)雲出川左岸浄化セ ンターⅢ系水処理施設(1池、2池)土木建設工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 場所 津市雲出鋼管町地内 ○ 契約金額 変更前 1,109,485,126円 変更後 1,119,429,676円 ○ 契約方法 隨意契約 ○ 請負者住所氏名 津市羽所町398番地 大林組・日本土建・アイケーディ特定 建設工事共同企業体 代表者 株式会社大林組三重営業所 所長 銅傳 肇 杭基礎工 696本 躯体工 11,212m³ ○ 工事の概要
	【44】 県道の路線廃止について	<p>道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定により、 県道の路線を次のとおり廃止するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県道の廃止 里鹿谷線

区分	件名	概要						
健康福祉部	<p>【45】 公立大学法人三重県立看護大学が徴収する料金の上限の認可について</p>	<p>地方独立行政法人法第23条の規定に基づき、公立大学法人三重県立看護大学が、その業務に関して徴収する料金の上限を認可するため、議決を経るものである。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オープン・クラス受講料</td><td>1科目につき7,500円 (ただし、1科目あたりの授業回数が8回以下の場合は、4,000円)</td></tr> </tbody> </table> <p>備考 オープン・クラスとは、大学開放の一環として、三重県立看護大学が学生向けに開設する授業科目の一部を県民等に開放する授業。</p> <p><参考></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方独立行政法人法(料金) <p>第23条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。</p> 	区分	金額	オープン・クラス受講料	1科目につき7,500円 (ただし、1科目あたりの授業回数が8回以下の場合は、4,000円)		
区分	金額							
オープン・クラス受講料	1科目につき7,500円 (ただし、1科目あたりの授業回数が8回以下の場合は、4,000円)							
環境生活部	<p>【46】 三重県交通安全研修センターの指定管理者の指定について</p>	<p>三重県交通安全研修センターの一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県交通安全研修センターの管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定管理者 <table style="width: 100%;"> <tr> <td>所在地</td><td>津市栄町一丁目954番地</td></tr> <tr> <td>名称</td><td>財団法人三重県交通安全協会</td></tr> <tr> <td>代表者</td><td>会長 余野部 克治</td></tr> </table> ○ 指定の期間 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで 	所在地	津市栄町一丁目954番地	名称	財団法人三重県交通安全協会	代表者	会長 余野部 克治
所在地	津市栄町一丁目954番地							
名称	財団法人三重県交通安全協会							
代表者	会長 余野部 克治							

区分	件名	概要
県土整備部	<p>【47】 鈴鹿青少年の森の指定管理者の指定について</p>	<p>鈴鹿青少年の森の一層の効果的かつ効率的な運営を図るために、鈴鹿青少年の森の管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>○指定管理者 所在地 津市桜橋一丁目104番地 名 称 三重県森林組合連合会グループ 代表者 三重県森林組合連合会 代表理事長 青木 民夫</p> <p>○指定の期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで</p>
	<p>【48】 熊野灘臨海公園の指定管理者の指定について</p>	<p>熊野灘臨海公園の一層の効果的かつ効率的な運営を図るために、熊野灘臨海公園の管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>○指定管理者 所在地 北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島3043-4 紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社 代表者 代表取締役社長 吉川 勝也</p> <p>○指定の期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで</p>
	<p>【49】 大仏山公園の指定管理者の指定について</p>	<p>大仏山公園の一層の効果的かつ効率的な運営を図るために、大仏山公園の管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>○指定管理者 所在地 伊勢市下野町600-13 有限会社太陽緑地 代表者 代表取締役 吉川 信吾</p> <p>○指定の期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで</p>

区分	件名	概要
県土整備部 つづき	<p>【50】 北勢中央公園の指定管理者の指定について</p>	<p>北勢中央公園の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、北勢中央公園の管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>○指定管理者 所在地 四日市市野田二丁目5番23号 名称 株式会社名阪造園 代表者 代表取締役 田中 清平</p> <p>○指定の期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで</p>
教育委員会	<p>【51】 亀山サンシャインパークの指定管理者の指定について</p>	<p>亀山サンシャインパークの一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、亀山サンシャインパークの管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>○指定管理者 所在地 四日市市野田一丁目8-38 名称 株式会社東産業 代表者 代表取締役社長 木室 浩一</p> <p>○指定の期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで</p>
教育委員会	<p>【52】 三重県立鈴鹿青少年センターの指定管理者の指定について</p>	<p>三重県立鈴鹿青少年センターの一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県立鈴鹿青少年センターの管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>○指定管理者 所在地 鈴鹿市御薗町1669番地 名称 公益財団法人三重県体育協会 代表者 会長 岩名 秀樹</p> <p>○指定の期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで</p>

区分	件名	概要
教育委員会 つづき	【53】 三重県立熊野少年自然の家の指定管理者の指定について	<p>三重県立熊野少年自然の家の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県立熊野少年自然の家の管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>○指定管理者 所在地 熊野市井戸町653番地12 名称 有限会社熊野市観光公社 代表者 代表取締役 奥田 博典</p> <p>○指定の期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで</p>
◎報告 総務部 (14件)	【54】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	<p>平成24年9月27日津市あのつ台五丁目地内の駐車場において発生した総務部(税収確保課)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。</p> <p>損害賠償額 196,688円</p>
農林水産部	【55】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	<p>平成24年8月23日四日市市生桑町地内の国道365号において発生した四日市農林商工環境事務所(森林・林業室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。</p> <p>損害賠償額 147,622円</p>

区分	件名	概要
雇用経済部	<p>【56】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)</p>	<p>平成24年4月12日四日市市三ツ谷東町地内の市道において発生した工業研究所(窯業研究室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 71,991円</p>
国土整備部	<p>【57】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)</p>	<p>平成24年6月21日伊勢市宇治館町地内の市道において発生した雇用経済部(雇用対策課)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 212,800円</p>
	<p>【58】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)</p>	<p>平成24年7月20日松阪市中央町地内の市道において発生した松阪建設事務所(事業推進室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 52,064 円</p>

区分	件名	概要
教育委員会	【59】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	平成24年7月23日伊賀市緑ヶ丘西町地内の市道において発生した県立伊賀白鳳高等学校に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 151,798円
警察本部	【60】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	平成24年1月27日四日市市九の城町地内の市道において発生した四日市南警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 1,373,239円
	【61】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	平成24年6月8日多気郡明和町佐田地内の町道において発生した松阪警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 146,844円

区分	件名	概要
警察本部 つづき	【62】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	<p>平成24年6月9日津市久居西鷺跡町地内の市道において発生した津南警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。</p> <p>損害賠償額 524,781円</p>
	【63】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	<p>平成24年6月17日伊賀市柘植町地内の県道草津伊賀線において発生した捜査第二課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。</p> <p>損害賠償額 563,325円</p>
	【64】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	<p>平成24年7月11日多気郡大台町下楠地内の駐車場において発生した伊勢警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。</p> <p>損害賠償額 185,210円</p>

区分	件名	概要
警察本部 つづき	【65】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	<p>平成24年7月25日津市久居明神町地内の駐車場において発生した捜査第二課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。</p> <p>損害賠償額 200,760円</p>
県土整備部	【66】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	<p>平成24年8月9日松阪市宮町地内の市道において発生した伊勢警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。</p> <p>損害賠償額 67,116円</p>
	【67】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	<p>平成24年6月27日いなべ市大安町石榑南地内の国道421号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。</p> <p>損害賠償額 13,957円</p>

平成24年第2回三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その4)

区分	件名	概要																
◎予算 総務部	(1件) 【1】 平成24年度三重県一般会計補正予算(第6号) (衆議院の解散に伴う衆議院議員選挙等に係る補正予算 約10億円)	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>予算</td> <td>1件</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle; text-align: center;">議案1件</td> </tr> <tr> <td>条例案</td> <td>一件</td> </tr> <tr> <td>その他議案</td> <td>一件</td> </tr> <tr> <td>認定</td> <td>一件</td> </tr> <tr> <td>報告</td> <td>一件</td> </tr> <tr> <td>提出</td> <td>一件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1件</td> <td></td> </tr> </table>	予算	1件	議案1件	条例案	一件	その他議案	一件	認定	一件	報告	一件	提出	一件	計	1件	
予算	1件	議案1件																
条例案	一件																	
その他議案	一件																	
認定	一件																	
報告	一件																	
提出	一件																	
計	1件																	